公告 第 26 号
令和3年6月10日

公　　告

分任契約担当官
自衛隊和歌山地方協力本部長
中尾　京一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
1QM810000570	1QM81A10041 0001		

品名　または　件名
給水タンク清掃
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
和歌山地本	和歌山地本
搬入場所	納期または工期
和歌山地本	令和3年10月1日（金）～令和3年10月29日（金）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
自衛隊和歌山地方協力本部　総務課

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和3年6月24日（木）10時00分　自衛隊和歌山地方協力本部

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
別紙のとおり

別　紙

１競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

(4)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(5)　入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(6)　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）

(7)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

(8)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(9)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(10)　近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

２入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の１１０分の１００を記載すること。

３入札の無効

(1)　第１項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

(2)　入札に関する条項に違反した入札

(3)　入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

４違約金

(1)　落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書記載金額の１００分の１１０に相当する金額）の１００分の５に相当する金額を徴収する。

(2)　落札者が契約を履行しないときは、契約金額の１００分の１０に相当する金額を徴収する。

５契約書の作成

契約金額が５０万円を超える場合は原則契約書を作成すること。

６その他

(1)　郵便による入札については入札日の前日１２時００分必着（期限厳守）までを有効とし便着の確認を必ずお願いします。また入札金額が同額による場合は当該入札に関係のない職員により抽選を実施します。

(2)　予定価格に達しない場合は再度入札を実施します。再度入札の場合は別途連絡します。

(3)　電報・電話等による入札は認めません。

(4)　入札に参加する者は、入札書書式を手交又はＦＡＸ送付しますので、『件名、会社名、担当者名、連絡先』を明示の上**資格決定通知書の写し（ＦＡＸ可）**を総務課会計班に提出して下さい。

(5)　代表者以外での入札については、入札までに**委任状**を提出して下さい。

(6)　**市価調査等依頼**の場合はご協力お願いします。

(7)　同等品で入札に参加する場合は、入札日の３日前（土日祝日除く）１７時００分までに同等品申請（随意様式）及び機能を確認できる資料（カタログ等）を提出し、許可を受けた場合、入札できるものとする。

(8)　入札及び契約事項等に関する問い合わせ先

〒640-8287 和歌山市築港１丁目１４－６　自衛隊和歌山地方協力本部　ＴＥＬ０７３－４２２－５１１６　ＦＡＸ０７３－４２２－５１１８

入札書・規格内容に関する件　　総務課管理班　担当：杉野

入札及び契約手続きに関する件　総務課会計班　担当：徳本

仕　様　書

1　総則

この仕様書は、自衛隊和歌山地方協力本部敷地内の給水タンク（貯水槽）清掃作業実施要領について規定する。

2　一般事項

本仕様書に規定していない事項は、関係法令に準拠するほか商習慣による。

3　貯水槽清掃事業者等の条件

(1)　貯水槽清掃作業実施業者は、建築物飲料水貯水槽清掃作業登録をされているものとする。

(2)　清掃作業を実施する者のうち一人は、貯水槽清掃作業監督者若しくは建築物環境衛生管理技術者を有している者とする。

4　貯水槽清掃　役務内容

(1)　作業内容については、受水槽の清掃、消毒及び機器の点検を実施するものとする。

(2)　作業終了後に水道法に基づく水質基準に関する省令（厚生労働省令第１０１号（１５．５．３０））による水質検査を実施し、試験項目については飲料水の水質検査項目（１１項目）とする。

(3)　作業実施時に発生した廃棄物は、清掃業者が責任をもって処分するものとする。

(4)　作業時に発生した不具合については、早急に官側に報告し指示を受けるものとする。

5　作業対象の所在地及び種類等

作業対象の所在地及び種類等は、次のとおりとする。

(1)　所在地

和歌山市築港１丁目１４－６　自衛隊和歌山地方協力本部敷地内

(2)　種類等

貯水槽　１０㎥

6　点検作業日

令和３年１０月中の、休養日、休日及び国民の祝日を除く日の１０００から１６００を基準とし、点検作業を行う日を決定する際は、事前に官側に調整し了解を得るものとする。

7　点検時における設備等の不具合発見時の処置

点検時に設備等で不具合を発見した場合は、速やかに官側に報告するとともに指示を受けるものとする。

8　作業終了報告

作業終了後に作業完了報告書を官側に提出するものとする。報告書の内容には建築物飲料水貯水槽清掃作業登録証明書の写しと、作業実施者の貯水槽清掃作業監督者又は建築物環境衛生管理技術者を証明する書類の写しを含めるものとする。

9　監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるものとする。

１０　その他

契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。